

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

昭和30年，1町3村が合併して利根町が誕生した。高度成長における全国的な人口や産業の大都市集中のなかで，若年層を中心に多くの町民が東京をはじめ，町外へと流出していった。

昭和40年代後半以降，栄橋の架け替え及び県道千葉竜ヶ崎線バイパスの完成を契機に都市化の波が押し寄せ，次々と住宅団地が開発されて，人口が急増した。

しかし，現在は，少子高齢化による人口減少で，ピーク時に2万人を超えていた人口は1万6千人を割り込み，平成29年には過疎地域の指定を受けるに至った。

当町は農業を基幹産業として位置づけているが，農地集積や若年担い手確保等の課題が山積している。製造業は16事業所しかなく，人口減少とともに町の産業活力も失われつつあるため中小企業者の先端設備等の導入を促すことによる，生産性の向上が不可欠となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し，中小企業者の先端設備等の導入を促すことで，経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として，計画期間中に3件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

人口の減少とともに町の産業活力も失われつつあり，町の産業を支える中小企業の経営状況改善の取組みを継続してきた。しかし，企業の所有する設備は老朽化が進んでおり，生産性向上の大きな妨げとなっている。そのため，当町における先端設備の種類については，中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先進設備等のすべてとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

町の産業を支える中小企業は生産性向上の妨げとなっている老朽化した設備を先端設備へと移行し、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。町の産業を支える中小企業は町の広域に点在するため、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

町の産業を支える中小企業の生産性向上の妨げとなっている老朽化した設備を先端設備へと移行し、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種・事業は全業種・全事業とする。

ただし、事業所を利根町内に設置せず、利根町民の雇用を伴わない太陽光発電事業は、町の産業集積等の波及効果も希薄で、雇用の創出及び安定に資さないため除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備の導入促進に対し、下記の事項等について配慮する。

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に強く配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められる者については先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 法人町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税を滞納している者は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。